

消費生活相談員募集概要

- 1 募集人員 消費生活相談員 1名
- 2 業務内容
 - 消費生活トラブルの解決に向けた相談処理・あっせん業務
 - 市町村の消費生活相談窓口への支援業務
 - 消費者教育・啓発業務
 - その他消費生活に関する助言、情報収集等
- 3 期 間 採用の日から令和8年3月31日まで(条件付きで更新あり)
- 4 勤務場所 鳥取県消費生活センター 西部消費生活相談室
町村役場の消費生活相談窓口(江府町、日南町、日野町、日吉津村、大山町)
- 5 応募資格 下記の条件すべてに該当する者
 - ① 次のいずれかの資格を有するもので、かつ、(ア)以外は、平成28年4月1日までの直近5年間に1年以上の相談経験を有している者
 - (ア) 消費生活相談員【国家資格】
 - (イ) 消費生活専門相談員(国民生活センター)
 - (ウ) 消費生活アドバイザー(日本産業協会)
 - (エ) 消費生活コンサルタント(日本消費者協会)
 - ② パソコン基本操作が可能な者
 - ③ 普通自動車運転免許 あれば尚可
 - ④ 地方公務員法第16条各号に該当しない者
- 6 応募書類等 履歴書(市販のもので写真貼付)
消費生活関係資格(5の①)を証する書類の写し 各1部
- 7 選考方法 書類審査及び面接(日程は別途お知らせします)

8 勤務条件 ① 勤務時間等

- 勤務日数 月12～17日程度(土日勤務含む)
※試用期間中は12日程度
- 勤務時間 8時30分～17時15分
- 休憩時間 60分
- 休日 「国民の祝日に関する法律」に定める休日、
年末年始(12月29日～1月3日)

② 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入

③ 報酬等

- 報酬額 日 額:9820円～12200円
職務手当:4500円～10000円
土日手当:1500円
- 通勤手当 通勤実績に基づき支給(当方規程による)
- 期末・勤勉手当 年2回(6月、12月)

④ 有給休暇 あり

⑤ 試用期間 3カ月間(ただし、当方が適当と認めるときは、
期間を短縮し、又は設けないことがある)

⑥ 福利厚生 年1回健康診断

⑦ その他 定年制有り:62歳になる年度の末日
再雇用制度有り:70歳誕生日の前日

9 問い合わせ・書類提出先

〒683-0043

鳥取県米子市末広町294 米子コンベンションセンター4階

特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取

Tel 080-2882-4402

Eメール:cst2012@crest.ocn.ne.jp